

## 一般社団法人 仙台大学同窓会 支部活動規程

第1条 本会の目的を達成するために各都道府県に支部等を置くことができる。

第2条 各支部は、次の事項を会長に申請する。

(1) 支部の会員名簿

(2) 支部の規則

(3) 支部役員構成

(4) 支部事務所の所在地

第3条 本会から各支部に運営活動費を助成することができる。

助成額については、理事会において決定する。

ただし、期限までに報告のない場合は活動助成費を支給しない。

第4条 各支部の総会等の事業運営方法、会計に関しては、支部の責任とする。ただし、その状況等を所定の様式により事務局に報告する。

第5条 この規程の改廃は理事会の議により行う。

第6条 その他必要な事項は、理事会で決定する。

(附則) この規程は平成28年6月4日から施行する。